

令和 6 年第 1 回本巣市議会定例会議事日程（第 5 号）

令和 6 年 3 月 28 日（木曜日）午前 9 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 5 号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 6 号 本巣市行政組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第 7 号 本巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8 号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9 号 本巣市保健センター条例について
- 日程第 7 議案第 10 号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第 14 号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第 9 議案第 18 号 令和 6 年度本巣市一般会計予算について
- 日程第 10 議案第 19 号 令和 6 年度本巣市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 20 号 令和 6 年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 21 号 令和 6 年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 22 号 令和 6 年度本巣市水道事業会計予算について
- 日程第 14 議案第 23 号 令和 6 年度本巣市下水道事業会計予算について
- 日程第 15 議案第 24 号 本巣市副市長の選任について
- 日程第 16 議案第 25 号 本巣市固定資産評価員の選任について
- 日程第 17 議案第 26 号 物品売買契約の変更契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-I 型））
- 日程第 18 発議第 1 号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 発議第 2 号 本巣市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番 吉 村 知 浩
3 番 瀬 川 照 司
5 番 片 岡 孝 一
7 番 寺 町 茂

2 番 高 橋 知 子
4 番 飯 尾 龍 也
6 番 高 橋 時 男
8 番 澤 村 均

9番 高橋勇樹
11番 高田浩視
13番 鏑本規之
15番 道下和茂

10番 今枝和子
12番 河村志信
14番 臼井悦子
16番 大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	教育長	川治秀輝
総務部長	村澤勲	企画部長	林玲一
市民環境部長	青木竜治	健康福祉部長	小椋真二
産業建設部長	高木孝人	林政部長	高井和之
上下水道部長	谷口博文	教育委員会 事務局長	瀬川清泰
会計管理者	川口直紀		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	後藤謙治

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 鰐本規之君。

○予算決算委員会委員長（鰐本規之君）

おはようございます。

それでは、予算決算委員会の報告をさせていただきます。

3月8日の本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第18号から議案第23号までの令和6年度予算6件であります。

付託同日、本会議散会後に、本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開催し、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、質疑を行い、分科会を設置して各分科会に審査項目を割り振りして審査することといたしました。その後、分科会は3月18日に産業建設分科会、3月19日に総務企画分科会、3月21日に文教福祉分科会を開催して審査を行い、3つの分科会終了後の3月25日に午前9時より、本庁舎3階全員協議会室において、藤原市長さん、カジワラ教育長さん、各部局長さんのほか関係職員の出席を求め、分科会会長から審査報告を受けた後、委員全員で付託案件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

委員長、今、教育長の名前を、カジワラ教育長と。

○予算決算委員会委員長（鰐本規之君）

カジワラと言った。御無礼をいたしました。

○議長（大西徳三郎君）

ちょっと正式に言って。

○予算決算委員会委員長（鰐本規之君）

頭の中に梶原知事のことが少しありまして、ちょっと年度が替わったら、少し知事に対してやりたいことがあったことがすっと思い出しまして、梶原知事と言いましたことを深くおわびを申し上げ

げます。

ここで訂正をさせていただきますことをよろしくおたの申します。

それでは、ここは川治教育長でございますので、どうも御無礼をいたしました。深くおわびをして訂正をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上、終わります。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

3月18日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、久富副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

審査の前に、現地視察として市道路線の廃止及び認定箇所に係る現場の視察を行いました。視察を終えた後、会議を再開し、産業建設部関係の付託案件である議案第14号 市道路線の廃止及び認定についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、総務企画委員会の報告をさせていただきます。

3月19日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、久富副市長、所管部長のほか、関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査を行いました。

審査は、総務部関係の付託案件である議案第5号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、企画部関係の付託案件である議案第6号 本巣市行政組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第7号 本巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第8号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 道下和茂君。

○文教福祉委員会委員長（道下和茂君）

それでは報告します。

3月21日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、久富副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査を行いました。

審査は、健康福祉部関係の付託案件である議案第9号 本巣市保健センター条例について、議案第10号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例を廃止する条例についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第5号から日程第5 議案第8号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、議案第5号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第8号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第5号から議案第8号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、報告いたします。

付託案件、議案第5号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、過去に消防団員の公務災害が発生したことはあるかとの質問に対し、執行部から、公務災害で補償する例は1件あり、令和2年4月に根尾地域で発生した建物火災において、一般市民の方が消火作業中に亡くなったことにより補償していますとの答弁がありました。

次に、消防団活動における予防策についての動きはあるかとの質問に対し、執行部から、消防署に協力をいただき、特別訓練のときにおいてチェーンソーの使い方の訓練などを実施していますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第6号 本巣市行政組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いました。質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第7号 本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いました。質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いました。質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第5号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立です。お座りください。したがって、議案第5号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

委員長報告の中に質疑がなしというふうな報告がありましたが、何も質疑がなかったのか改めてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

委員長 高橋君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

報告のとおり、質疑はございませんでした。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

質疑も何もしないということになると、何のために付託をしたのかということになりますので、前回もそのようなことがありましたけれども、委員各位においては発言もなし、何もなしで条例を認めるということについては、議会のていをなさないことを肝に銘じていることを私から言っておきます。今後ともそういうことのないように、きちんとした審議等々をすることをお願いしておきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第6号 本巢市行政組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第7号 本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第9号及び日程第7 議案第10号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第9号 本巢市保健センター条例について及び日程第7、議案第10号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例を廃止する条例についてを一括議題といたします。

議案第9号及び議案第10号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 道下和茂君。

○文教福祉委員会委員長（道下和茂君）

それでは、付託されておりました議案第9号 本巢市保健センター条例について、審査の経過と

結果について報告いたします。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員からは、廃止する施設の今後の予定はとの質問に対し、執行部から、保健センターの廃止によって、糸貫保健センターは糸貫ぬくもりの里の中にあり、保健センターの機能はなくなりますが、糸貫ぬくもりの里自体は残ってそのまま使用します。真正保健センターは、新しく一本化した本巢市の保健センターとなるので、そのまま使用します。本巢保健センターは、すこやかセンターの1階にあり、1階は基本的に閉鎖、2階の研修室などはそのまま使用します。根尾保健センターは診療所の隣にあり、完全に閉鎖となりますが、根尾分庁舎、根尾文化センターの中で保健師の活動を継続していきますとの答弁がありました。

次に、使用料は外部に貸し出すときのものかとの質問に対し、執行部から、糸貫ぬくもりの里で貸館業務を行っています。基本的に糸貫ぬくもりの里は現行どおりということで、値段の変更はありませんとの答弁でございました。

次に、使用料の見直しの考えはとの質問に対し、執行部から、見直す必要もあるかと考えますが、使用料などについては全庁的な話になります。今回の保健センターの統合・廃止については、使用料の変更はありませんとの答弁がありました。

次に、統合すると人員に変更はあるのかとの質問に対し、執行部から、職員数の増減はありませんとの答弁でございました。

次に、年齢ごとの健診を同時に行うことは統廃合によるものかとの質問に対し、執行部から、子どもに関する健診の見直しは、出生数が年々減少しており、それに伴う見直しですとの答弁がありました。

次に、市民にとって不都合になるようなことはあるのかとの質問に対し、執行部から、保健センターに来られる方は、主に母子保健の関係の方が多く、現行においても真正と本巢で行っております。また、人口比率も南部が多く、本巢は閉鎖しますが、お母様方の御理解をいただいて、真正のほうで集中して健診を行います。また、高齢者の方はあまり来られておらず、コロナワクチンなどの相談は新庁舎で行うことで、市民の方が不便となることは想定していませんとの答弁でございました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第10号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例を廃止する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員からは、利用者はどの程度減少したのかとの質問に対し、執行部から、根尾デイサービスセンターは定員15人のところ、令和2年度で平均8.1人、令和4年度では平均7.8人。糸貫デイサービスセンターは定員15人のところ、令和2年度平均12.4人、令和4年度平均5.8人、在宅介護支援センターは平成29年215人、令和5年度見込み185人であり、30人の減少ですとの答弁がありました。

廃止・統合によりどの程度金銭的に節約となるのかとの質問に対し、執行部から、市は指定管理

で施設管理を委託しており、今回の対象となるのは根尾のデイサービスセンター並びに根尾の生活支援ハウスで、合わせて1,200万円ほどの経費削減となりますとの答弁がありました。

次に、本巢市ヘルパーステーションもとすの名称の経緯はとの質問に対し、執行部から、ヘルパーステーションもとすは通称名であり、県に登録してあります正式名称は本巢市ヘルパーステーションもとすですと、改めて整備して正しい名称にしましたとの答弁でございました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

議案第9号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第9号 本巢市保健センター条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第10号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第14号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第14号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

議案第14号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

議案第14号 市道路線の廃止及び認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、この市道路線の廃止等に関し計画が延びたという話を聞いているが、住民の生活に支障は出ないことを確認したのかとの質問に対し、執行部から、この件については地元での説明会を重ね、内容を理解していただいた上で上げさせていただいていますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第14号 市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第18号から日程第14 議案第23号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第18号 令和6年度本巣市一般会計予算についてから日程第14、議案第23号 令和6年度本巣市下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第18号から議案第23号までについては予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鰐本規之君。

○予算決算委員会委員長（鰐本規之君）

それでは、予算決算委員会の報告をさせていただきます。

3月25日開催の当委員会に付託されました議案第18号から議案第23号までの令和6年度の予算について、審査の経過と結果を報告いたします。

本案につきましては、3月18日から21日までの各分科会で審査の後、当委員会において質疑と議員同士の意見交換を行いました。

採決の結果、議案第18号及び議案第19号については賛成多数、議案第20号から議案第23号までについては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第18号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

一般会計については、いいところもあり、悪いところもあるわけであります。全てがいいわけはありませんので、反対の立場から反対討論に参加をさせていただきます。

今回の一般会計予算においては、奨学金で苦しんでいる学生さん、また社会人になってからの返済についてのことで、その手当てをするというようなことで、これからのことについては非常に

いい予算も組まれているわけであります。また、ほかの件についてもよくやっているなというところも見られるわけでありますけれども、改革をしなければいけないようなことについてのことが予算等々に見受けられないところが多々あります。

一つの例とするなら、私が議員になった当初から、空気バスと空気バスと空気を運んでいるだけで人を運んでいないと言っているもとバスについて、いまだ何の変化もなく、また変わることなく予算が計上されているわけであります。また、もとバスが走る日程についても1日置きということであり、日曜日は走っていないということでもあります。南部においては、乗っておる人の数が非常に少なく、平均といたしましても1日に4人程度しか乗っていない。また、1人当たりに係るコストも非常に高くなっているわけであります。これだけ高いコストであり、また利用者が4名ということになれば、これはもうタクシーを使ってもらったほうがよほどか安く済むと思うわけであります。そういうことについても何ら触れることなく、前年と変わらないような予算が組み込まれているわけであります。

また、本県の中において、合併をして20年になるわけでありますけれども、このまま放置すれば負の遺産となる施設等々の統廃合においても何ら進展されるような予算が組まれておりません。西幼稚園においては、閉鎖してからも数年の年月がたつにおいても、それに対する予算が何一つ組まれていないことを鑑みれば、到底今回の予算を満場一致というわけで賛成するわけにはまいりません。

特に、市民の方からのいろいろな声もある中において、根尾の診療所においても非常にたくさんの予算等々が組まれている中において、根尾のバス等々においてももう少し配慮をしたらいいのではないかというような思いをするわけであります。

また、南部においてのバス運行についても、もう少し配慮をしたほうがいいのではないかというような思いをするわけでありますので、そういう中においていろいろな形で予算組みがされている苦労はうかがえますけれども、到底容認できるというわけにはいきませんので、反対の討論とさせていただきます。

議員各位におかれましては、よろしく賢察の上、賛同していただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

私は、賛成の立場から反対討論をさせていただきます。

令和6年度は市制20周年の節目の年度、そして藤原市政5期目の初年度に当たります。藤原市長さんは、本定例会の所信表明の中で、対話重視、現場主義、市民目線を市政運営の基本方針に、4

年間を6つの基本政策で重点的かつ全力で取り組み、ますます元気で笑顔あふれる本巢市づくりを目指していくと力強い声明をされました。そのような中で、今議会に提出されておりますこの一般予算は、その現実に向けての予算、合併以降、過去3番目の予算規模となります197億2,000万円という積極的かつきめの細かい予算編成となっています。

具体的な主な事業としては、基本政策の1つ目の活力については事業者サポート補助金交付事業や企業立地促進奨励金交付事業、2つ目の安心では1か月児健康診査費助成事業や奨学金返済支援事業、3つ目の福祉においては重層的支援体制整備事業、4つ目の安全においては消防署の整備事業や防災安全交付金事業、5つ目の快適では、幹線道路の整備やもとまるパーク整備事業、6つ目の育成においては、数学のまちづくり事業やウォーキング・ランニングのまちづくり事業など、6つの基本施策において、きめ細かい関連経費が盛り込まれております。

6年度予算は、物価高騰を見据えた、また社会状況を見極めた予算編成となっており、持続可能な財政運営の下で掲げた施策、事業を確実に推進することによりまして、これからの本巢市の発展につながる予算であると確信をいたします。

したがって、私はこの一般会計予算については賛成をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

今回のこの予算について、一部反対の意見をさせていただきます。

私、9月議会、12月議会ととにかく子どもの給食費の無償化を訴えてまいりました。これは新しい本巢市に向かって進むためにも、今回思い切った決断がいただきたかった。本巢市の給食費、かなり中身がいいものということも議会でお聞きをいたしました。しかしながら、安心して子どもたちを育てていくお父さん、お母さん方の将来を考えて、また住みやすいまち、本巢市を考えたときに、この給食費の無償化、多少なりとも前進があるものかと期待をしておりましたが、今回のこの予算、少々ながら不服という立場から反対の意見とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありましたけど、賛成の討論がありましたらお願いします。

〔挙手する者あり〕

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

賛成の立場で発言させていただきます。

ただいまこの議案のこの内容について反対の内容がありましたが、言われました給食費の無償化につきましては、給食費というものは基本食べているその御家庭で負担するものかと私は思っておりますし、生活が苦しい非課税世帯の方や多子世帯の方には既に別で無償や様々な手当てがされ

ておりますことから、こちらに関しては必要がないことであると思っております。

また、そのほかの内容につきましても、委員会の中で十分に検討がされているものと考え、また要望は多々ありますけれども、執行部のほうからは、こちらにつきましても検討いただけるということで賛成いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。お座りください。したがって、議案第18号 令和6年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第19号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

今回のこの国民健康保険特別会計予算について、1つだけちょっと意見を申し上げさせていただきます。

国民健康保険特別会計の拠出金の中に、この北部地域の高齢者のための1億円という予算がついております。これは多分交通費からいろんな面が入っておると思うんですけど、今この過疎化の波がかなりどんどん進んでいる。こういうことを止めるためには、やはりこの本巢市は北部地域、特に重点的な施策が必要かと思われます。今回のこの予算については、こういう予算も見ながら反対の意見とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

賛成の発言を求めます。

〔挙手する者あり〕

河村君。

○12番（河村志信君）

賛成の立場で申し上げたいと思います。

確かに本巢市は南北に長いまちで、北の過疎エリアから、それから南の若干なりとも人口が増えているエリアがあるという中で、やはり地域性、エリアの状況というのはそれぞれが違いまして、その辺をやはりこの16名の議員がそれぞれのエリアをきちんと見て、そしてエリアごとの適正な対応を取り組んでいかないかという中で、ただ一律に、根尾の診療所がどうかじゃなくて、全体で支える、かつ診療所の方も自助努力ですか、そういうものを含めて、やはりもっと深く取り組んでやっていかないと、感覚的に予算が多いとか少ないじゃなくて、そういう地域ごとにやはりきちんとした組立てをして取り組んでいくことが、今後の本巢市の財政に対しても貢献するんじゃないかなという思いで、私は賛成の立場で発言をさせていただきます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今、賛成の討論、また反対の討論を聞かせていただきまして、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

反対討論の中において、根尾診療所等々についての予算が1億円等々が少ないというようなことから反対だというような反対討論もあり、また根尾診療所においては全員で支えるべきであるというような形の賛成討論がありました。私は反対の立場から、根尾診療所について反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

根尾診療所においては、確かに北部の医療を守ることでもありますけれども、医療を守ることと診療所を守ることとは大変な違いだと感じておるわけでもあります。根尾地域、また北部の人たちの健康を守る、そういうことについて本当に根尾診療所が必要なのかということについては非常に疑問を思うわけでもあります。

南部の人においても、南部というと糸貫町、また真正町の方たちも病院に行って帰ってくるまでには少なくとも2時間以上の時間を要しているわけでもあります。根尾診療所においては、1日のお医者さんが診る患者数は、平均でいうと11名そこそこということになれば、空いているから行けばすぐに診てもらえてすぐに帰れる、結果としては30分そこそこで帰れるんじゃないかというようなことであります。診察をする時間等々を鑑みれば、家から出て帰るまでの時間等々を鑑みれば、根尾の人たちが、また本巢の北部の人たちが電車または車等で北部のほうの医療機関に診てもらって、そして帰っていただければ、時間的には何らそんなに違いがないというわけでもあります。

そういう中において、今予算の中で1億円近い予算が組まれている、何のために組まれているか、一般質問等々、また審議の中においても、機械の購入費、また機械を買うべきものがお金がないから取りやめたというようなことも答弁の中でもあります。必要なものなら、本当に市民のために、ま

た地域の医療のために必要なものなら、お金があろうとなかろうと買わなければいけないものは買わなければいけない。そうじゃない、診療所のていを保つために必要なものを買っているだけである。患者さんのことを思って買っているのではないと痛感するわけであります。

また、医療体制等々ということにおいて、3名もの医師が月に150万円、120万円という高額な報酬をいただいていること自体、このことが地域、本県市民に理解してもらえとは到底思わない。11名の患者さんを診てもらうのに1人の医者で済む。南部のお医者さんにおいては、1人のお医者さんが何十人という100人近い人を見ているわけであります。それでも、それだけの高額の給料をいただいているとは到底思えない。そういうことを鑑みたときに、お医者さんを確保するために、診療所のていを保つために高い報酬でお医者さんに来てもらっている。これは患者さんのためじゃない。根尾診療所というていを保つために3名ものお医者さんを置いておるといふうにしか感じられないわけであります。このような予算を到底認めるわけにはいきません。

議員各位においても、1億円強という大きな予算を診療所のていを保つために使っているこの1億円をほかの事業に使えば、どれだけの方たちが、またどれだけの体の弱い人たちを救うことができるのかということをよく考え、そしてよく審議をしていただきながら、この予算について反対に賛成をいただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

道下和茂君。

○15番（道下和茂君）

ただいま診療所の件につきまして、予算に対しての反対討論がございました。私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

私も北部地域に住んでおります。やはり住んでおりますと、改めて思うのは、住民が本当に少しでも長く住み続けられる、そうした医療機関は必要なことであり、特に緊急医療というものは国からも支援もいただいております中で、やはり将来にわたり、体制は別といたしまして存続していく必要があるかと私は思います。

さきの一般質問とか、また全協等の中で執行部も確実に減少していく患者数に見合った開業時間の設定やら人口の削減などを検討しながら、令和6年度中に必要な検討を行い、これは人件費とか開業時間でございますが、またほかのことも改善できることは6年度中に改善をし、令和7年度から新たな体制で運営を開始していきたいと、そうして地域に根差した診療所を存続させていくために、この6年度は確かに1億円でございますが、これにつきましても、国から辺地医療の運営資金とか、いろんな手厚い保護もいただいております。そして、8年度になりますと、今建ててあります診療所の建設の公債費、これはもう2,000万円ほど減ります。また、お医者さんを3名を1名にするというような執行部の考えもございます。そうすると、ざっと計算して患者数が減るとかとい

う問題は別として、4,000万から5,000万の削減ができる。そうすれば、事業勘定と一般会計では、極端なことをいえば5,000万、5,000万ぐらいの比率になっていくのではないかなというふうに考えておりますのと、やはり人口が少ないから、赤字が多いからという形で、この大切な住民の命を守る医療機関、南部まで来ればいいやないかと言いますけど、やはり高齢者の方が南部までタクシーに使っていくと、さらに重症化してしまうおそれもあります。

そうしたことを鑑みて、これは人口が多い3,000人、4,000人のときの根尾村時代にこうした建物を建てた。そのときにはやはりそういう体制も必要であった。だけど、昨今人口が減ってきておれば、やはりそれに見合った診療所の体制をつくりながら、将来に向けていくことにまず6年度の予算は、これは大変大切な必要なことでございますので、私は賛成をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。お座りください。したがって、議案第19号 令和6年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第20号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第20号 令和6年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第21号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第21号 令和6年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第22号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第22号 令和6年度本巢市水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第23号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第23号 令和6年度本巢市下水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。この時計で40分に再開をいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第15 議案第24号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第15、議案第24号 本巢市副市長の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案をさせていただきました議案第24号 本巢市副市長の選任についてでございます。

令和6年3月31日をもって辞職する久富和浩氏の後任として、谷口博文氏を選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

谷口博文氏は、昭和39年生まれの59歳で、本巢市軽海在住でございます。主な経歴といたしましては、昭和60年に岐阜工業高等専門学校を卒業後、昭和61年4月に真正町役場に奉職し、建設課、税務課及び上下水道課などに従事し、合併後は建設課主査、上水道課係長、産業経済課総括課長補佐兼企業誘致推進室係長、また建設課総括課長補佐及び課長、並びに産業経済課長兼企業誘致推進室長などを経て、会計管理者を務められ、現在は上下水道部長を務めておられます。

谷口博文氏はこれまでの経験を生かして、私が取り組んでおります「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の実現のための推進役及び取りまとめ役として、期待に応えてくれるものと思っております。

よろしく御審議いただきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋勇樹君。

○9番（高橋勇樹君）

それでは、1点御質問させていただきたいと思います。

今回、副市長の選任ということで、今回というよりかはちょっと条例のことでお伺いしたいんですが、副市長の任期を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑に対して答弁を企画部長に求めます。

林君。

○企画部長（林 玲一君）

次期副市長の任期は改選後4年となっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

2月に市長は再選されました。今お話があったように、5年後も10年後も6つの基本政策でますます元気で笑顔あふれる本巢市づくりを提言されております。副市長というのは執行部の皆さんと市長とのパイプ役、しっかりとした市長のこういう思いを施策に表していくのが副市長の務めだと僕は思っています。今回の久富氏の辞任は、皆さんにとっては分かりませんが、私にとっては今まさに青天のへきれきという状態ではないのかなというふうに私は考えています。

今度、今議題に上がっています谷口氏は、私、議員になってもう6年半になっておりますけど、特に今、浅木地域の企業誘致、ましてや道路の建設においては、その手腕を私はしっかり見定めて、本当に申し分ないことだと私は考えております。

この20年間の本巢市の基盤整備をしっかりと支えてきた谷口氏だということは私は存じています。ただ、本巢市がこれから置かれる状況、基本的に置かれる状況は、少子高齢化、大変そういう問題が含まれております。この中で、これから大変重要になってくる基盤整備は、本巢市においてはおおむね完成されているのではないかと。これから問題になってくるのは、まさに高齢者の福祉施策、そして今話題、すぐに取り組まなければいけない子ども施策、そして能登でありましたように、災害の施策だとも考えております。この辺に関して、私はやはり谷口氏の経験に対してちょっとなので、市長からこの辺大丈夫だという答弁をいただきたいということでお願いしております。すみません。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

副市長という立場というのがありますけれども、別に副市長1人が仕事をしておるわけではありませんので、これはいつも申し上げているように、組織でずうっと動いておりますので、どなたがそのポストに就いてもそれなりに対応していける、そういう人材に皆さん方が育てているというふうに思っております。例えば、各部長さん方もそうですし、みんなそれぞれそのポストに応じてしっかりとやっていただける、そういう人材になっているということでもありますので、部長が替わったからどうこうなる、副市長が替わったからどうこうなるというふうではありません。市長が替わると、市政の方向というのは変わってきますので、それは大きく変わる可能性はありますけれども、副市長以下が替わったから本巢市の市政の中身が変わるということはありませんので、ぜひその辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

今、市長の発言の中に、副市長が替わってもどうこうなるものじゃないという話があったと思うんですけど、逆にじゃあ誰がなっても同じなのかという部分で、市長に、谷口さんにこれから期待する力というか、こういうことを頑張っていってほしい、こういうふうにやってほしいというようなことがあればお聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今お話がありましたように、誰がなってもじゃないんですよ。それぞれのポストに、十分その任に堪えられる人を私は選んでおりますので、どなたが部長になっても副市長になってもいいという発想は持っておりません。そういう点については、私はもうほかに関してもかなり厳しい目を持っておりますので、この人材ではこの職は務まらないというようなことは、私の言ったことをしっかりやってくれるか出来ないか、そういうことを見ながら、部長等、副市長を含めて、課長もそうですけれども、管理職については、この場で申し上げるまでもありませんけれども、全て私が人選をして、私のこの人ならやってくれるということを前提で、課長、部長、副市長、全部私が決定しておりますので、今回の谷口君も副市長になったら、その任にしっかり堪えて頑張ってくれるというふうに思っています。

今まで会計管理者、また上下水道部長とありますけれども、そのほかの役場にずうっと入ってから様々な経験を積んできておりますので、そういう点では御心配はない、私はしっかりやってくれ

るというふうに思っておりますし、またこれからいろいろと事業も、特命的な事項もまだいっぱいありますので、しっかりと部長以下皆さん方とコミュニケーションを取りながら頑張ってやってくれるというふうに思っております。

いつも私が申し上げていますが、報・連・相というのをしっかりとやって進めようということをおっしゃっております。報告、連絡、相談というのをしっかりとやって仕事を進めるようにということをおっしゃることは常々申し上げておりますので、しっかりとそうした進む体制をしっかりと肝に銘じながらやっていってくれるというふうに思っておりますし、また副市長だけでなく、今後も部長等にも大いに期待をいたしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

私からも市長にお答えいただければありがたいと思います。

私も6年、7年目の議員でございますが、副市長のイメージが、もうちょっといろんな場面でお出ましになるのかと思いましたが、どうもやっぱり行政の事務的なトップというか、ベテランの方が担当されているというイメージを持っております。

それで、御提案というか質問なんですけど、他市町においては2人体制というのがございますよね、副市長が。その2人体制の1人が民間から採用されて、民間の活力といいましょうか、民間のノウハウ、そういうものを行政に生かしていくということで、非常に活躍されている副市長さんも見受けられます。

先般も行政経営という視察を小野市というところでやったんですけど、やはりこれからの時代は行政も経営ではないかなというときに、やはりこういう民間の手法を、特にふるさと納税なんかに感じますよね。四日市市が1,000万円で民間から採用されて、この成果を上げるとか、そういう形で、できれば本巢市が合併20年たちました、それから新庁舎ができ、高速道路も予定されているというすごいチャンスの中で、本巢市が伸びていくためには、やはり副市長さんが自由にいろんな柔軟な発想で本巢市の行政に関わっていただけたらありがたいことですから、2人体制であるとか、それから民間の方の採用とか、そういうお考えはいかがなものでしょうか、お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今まさしく河村議員のほうからお話ししていただいたとおりの部分もあります。それはまず第一に、どうしても行政で上がってくる、いわゆる副市長はどうしても事務のいわゆる部長の延長みたいな、そういう発想にならざるを得ない。やっぱりどうしても行政という枠の中にとらわれてずっと生活をしてきておりますので、今申し上げたようなそういう心配はあると。まさしくある部分は当たっていると思っております。

そういった中で、いかにそういう中には経営的な感覚、民間の脳を使えるような、そういう経営感覚を持った人をやっていくかというのは、行政の人間になかなかその経営者となるような、いわゆる企業でいえば、しっかりと収益を上げられるような、そんな発想でやれよといっても、なかなかどちらかというと行政というのは、今までもととはあまり金もうけをしなさいと、収益を上げることをしなさいということで、ずうっと生活というか事務をやってきておりませんので、どうしてもあまりコスト意識が薄くなりがちだというのは思っております。それが一つの弊害でもあらうかと思っております。

そういった中で、先ほど提案いただきましたように、民間の活力、民間の発想、こういったものを取り入れるというのは大変いいことでありますので、また人材も、いきなり副市長という部分じゃなくても、例えば部長とか課長、その部分を専門的に、よその市町でもやっておりますように公募して、そういった方の登用という、民間から任期付で来ていただいて4年、5年頑張ってもらったとか、そういうような仕組みを今後いろいろと考えていきたいなというふうに思っています。

そのことによって職員にも、いわゆる行政の中に経営のコストという考え方を意識してもらえる、そうすると何をやるにしても全てにコストがかかっているよ、コストをいかに最大限活用できるか、要するにコストパフォーマンス、コストに見合うことがしっかりできるかというようなことを習得される、そういう一つの契機になるんじゃないかと思っておりますので、今後できるだけ早い時期にそういう方向も考えていきたいというふうに思っております。いずれにしても、職員の意識改革にもつながるということでありますので、大変な貴重な御提案ということで今後に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

河村君。

○12番（河村志信君）

ありがとうございます。

確かに、副市長というポストでなくても、部長とかそういう形で民間から期限付で採用されて、そして大いにいろいろな動きを経験された優秀な方が本巢市に入ってください、やはり願うのは、本巢市が今後も人口も増え、それから若い方たちも定着し、そして発展していくというのは私の思いでございますので、特にこういうなぜ発言をしたかということ、やはり住み続けたいまちというのでは、やはり若い世代が魅力を感じないと、本巢市は将来が見えないという中で、若い世代の方の意見をどんどん吸収していただく、またそういう立場の方がどんどん市民の方のほうへ入って、どんどん吸い上げて実現していただければ、すごいすばらしい市になると思いますので、その点を要望させていただいて終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに御意見。

〔挙手する者あり〕

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

谷口現上下水道部長が副市長になられることは、皆さんおっしゃられたように私も大いに期待して、住民の方にとってよりよいまちに本巣市をしてくださるということは間違いなく思っているのですが、現副市長である方が、先ほど最初に高橋勇樹議員が質問されたように、副市長の任期は4年ということで、なぜ任期前に辞職されるのか。これは副市長に限ったことではないのですが、やっぱり私は市の職員の方たちが気持ちよく職場で働いてくださることが、市にとって最終的に、やっぱりそれぞれの思いがあっても、気持ちよく働けないことには本来の力を発揮することはできないと思いますので、そういった任期がある前に辞められるというのは、御家庭の事情とか、やむを得ない事情もあると思いますし、私も議員の立場になってから、ちょっと外からそういった相談も少し受けることもあるんですが、結局私からは、ちょっと中のところまでは深くは分からないので、それぞれの事情なのかどうなのか分からないんですけれども、そういうことがやっぱりクリーンな形で風通しよく出ていくことが市役所の体制には必要だと思っておりますので、もしお話しできる部分がありましたら、なぜ任期の前に辞められたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えします。

副市長の任期が務めたとしても最大4年というのは、しかしそれは4年というのは法的に保障された任期ではありません。1日でも退職になります。それはトップが同じ、もう明日からいいよとなれば、1日、2日でもそこで終わりがあるのが特別職なんです。これは現実実際に実際そういう例は幾らでもありますので、ですから別に4年というのが法的に認められている、この間ずうっと辞めないということではありません。職員は、地方公務員法という法律に基づいて、ちゃんと何か特別でもない限り、自分の意に反して辞めるとか、そういうことはありませんけれども、あと自主的に辞めることもありますけれども、そういう特別職とあれとは全然別で、例えば私どもも簡単に辞めると言えば、すぐに議長に辞表を出して辞めることができるわけです。

ということで、特別職と一般職は違うということをまずお含みいただきたいと思っております。

と同時に、今回これは個人的な話になったりもしますので、詳細は差し控えさせていただきますけれども、今回は先ほども申し上げたように、後進に道を譲る、またそして人事をスムーズに円滑にやるということも一つの要素にもなっております。

来年、実は部長が、退職者が誰もいない。これは私、市長になりましてから、部長以上が辞めない年というのはありませんでした。毎年何名か部長が、そして人事が部長の異動、そしてそれと同時に課長の昇進、部長の昇進というのが毎年人事をやってきた。それが今年はそういうこともありまして、それと今、世の中の流れが女性登用というのも厳しく言われています。一昨年ぐらいから女性登用、女性登用、女性登用ということを我々も最大の課題にしてきておりました。今まで女性

の活躍する場を我々は提供できていなかったということも反省しておりますけれども、そしてそういう人材育成をしっかりしてこなかったということもあるということで、ここ数年、女性をどんどん要職につけてきて、そして男性と同じように職場の中で、いわゆる係長、課長補佐、総括課長補佐、そしてまた管理職ということで今徐々にやってきております。これから積極的に女性の人材育成もやりながら、そして登用もして、しっかりと市政に貢献していただくというのを取り組んでいきたいというその一環で、今回そういう一つの部分にもなっているということでありまして、個人的な理由と、そして組織の公的な理由と両方が今回あるということでもありますので、それ以上詳細なことについてはまた申し上げられない部分がありますので、そういうことを踏まえての今回の副市長の人事であるということをお理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今回の人事案件について、質問等々も含めて発言をさせていただきます。

私も議員になって長いことになるわけでありましてけれども、私が議員になった当初においては、高木という方が県から来た方で副市長ということでありました。この方は、行政においては非常に私は優秀だなというふうに感じていたわけでありまして。その次からいろんな人が2年ぐらいか3年ぐらいというような形で替わっていったわけでありまして。つい最近においては、県から来た早川という副市長がおられたわけでありましてけれども、この人は何となくというところがあったわけでありまして。また、久富副市長の前が、市の職員で長いことやっておられたわけでありましてけれども、そのときから副市長の仕事というものが、何となく曖昧というのか、議員各位の中においても理解ができないところが増えてきた。

私が何が言いたいかというと、副市長は市長の進める政策、当然市長が進める政策の中には議員からの提案もあるわけでありまして。この決まったことについて、いかにして国から補助金をいただくのか、県から補助金をいただいてくるのか、市長さんがやろうとすること、また議員が提案をしたこと、そういうことを形にすると、決まったことについていかにして首尾よく市民のためになるかということで、市長に成り代わって動くのも副市長の仕事だと感じているわけでありまして。そういう仕事をしてくれた人を、私は今、副市長として評価をしているわけでありまして。

また、そういう市長に代わって東京に陳情に行ったり、県のほうにお願いに行ったり、またいろんな企業等々との打合せをして、市長の気持ちを伝えて、そして形にするというのも副市長の大事な仕事の一つだと思っているわけでありまして。このことができない副市長をいつまでもさせておくというのは、あまり市民にとってプラスにはならないだろうというふうに感ずるわけでありまして。

今回の副市長の交代ということについては、私も1年ということで非常に短いなという思いをし

ているわけでありますけれども、これは副市長たる者が副市長として、自分として任を全うできたのか、できないと思って自ら身を引いたのか、また家庭の事情で辞めたのかということは、これは分かりませんが、今回市長が提案されている谷口氏においては、会計管理者のときに国債等々を買う等々のことをしながら、私が議員になってから初めてだったと思うんですが、会計管理者の努力によって大きな利益を得たというようなことも聞いております。また、水道に下水道の事業においてもなかなかできなかった料金の値上げ等々についても批判を覚悟で、継続こそ大事ということで、勇気を奮って市民の批判も受けることを覚悟の上で、値上げに踏み切ったというこの勇氣、決断力においては敬意を表するところがあるわけであります。

ただ、やはり議員もそうですけれども、1年、2年ではなかなか実力が発揮できないということもあるわけであります。能力がなければ速やかに去っていただくことも大事であろうと思うわけでありますけれども、能力がある方においてはどんどんと経験を積んでいただいて、力をつけていただいて、本巢市のために、また市民のために汗をかいていただければというふうに思うわけであります。

そういう中において、年数等々ということを今議員各位からも言われておりましたけれども、役に立たない者は一分一秒たりとも要りませんというのが本来の姿であります。特別職においても、また議員においても、受かったらもうそれでよしと安易な気持ちでおってもらっては困る。できないと思ったら即刻辞表を出せば、それで議員を辞めることもできる。また、市長さんも答弁の中で言われたように、もう自分では難しいと判断したときには、辞表を出せば即それが受理される。これは副市長も同じことであり、また教育長さんも同じことであると思っているわけであります。

そういう中で、今回いろいろな行政の中で、私も長いこと職員を見てきましたし、谷口氏も見てきたわけでありますけれども、なかなかの人材と思っておるわけであります。けれども、その人材の才能を副市長という肩書の中において潰さないように、伸ばすように、これだけの人材ですから有効に使って市民のためになるように、また職員たちが働きやすい環境をつくるためにも大いに力が発揮できるようにしていただくことを市長にお願いをしておきますし、また提案をした責任者としての責務もありますので、よろしくお願いをいたします。

聞くことにおいては、聞いても多分優秀な人材と、だから提案したんだろうということしか答弁がないだろうと思っておりますので、これは私のお願いとしておきますけれども、継続も力ですので、よろしくお願いをしておきますので、答弁のほうは結構でございます。答えは分かっております。優秀な人材だから提案をしたということでございますので、答弁のほうは結構でございますので、継続も力ということをお忘れすることのないよう、市長さんも長いこと市長をやっていますので、当然分かっているかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。私は、この提案においては大いに賛同するものであります。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんね。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立です。お座りください。したがって、議案第24号 本巣市副市長の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第16 議案第25号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第16、議案第25号 本巣市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

先ほど副市長の選任をいただきました関係で、議案第25号 本巣市固定資産評価員の選任についてを追加提案させていただいたものでございます。

令和6年3月31日をもって辞任する久富和浩氏の後任として、谷口博文氏を選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第25号 本巣市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17 議案第26号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第17、議案第26号 物品売買契約の変更契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD－I型））を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第26号 物品売買契約の変更契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD－I型））の変更契約でございます。

消防ポンプ自動車の購入について、売買変更契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第26号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第26号 物品売買契約の変更契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD－I型））の補足説明をさせていただきます。

追加議案のつづりの1ページをお願いいたします。

金額変更の変更はなく、履行期限を令和6年3月29日から令和6年12月20日に変更するものでございます。

3ページをお願いいたします。

変更の要因といたしましては、車両部品の調達に不測の日数を要したためでございます。具体的に申し上げますと、いすゞ自動車のエルフという小型トラックの車種を、契約者である日本機械工業株式会社名古屋営業所が消防ポンプ自動車に改装をするものでございますが、現在このエルフという車種が排ガス再循環装置のプログラムの不具合が確認されたため出荷停止となっており、契約者へ納品されていないため、履行期限を延長するものでございます。

仮契約書につきましては、追加議案の概要のつづりの2ページ、こちらのほうに添付をさせていただいております。本年3月13日に変更仮契約を締結したところでございます。

以上、議案第26号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

不具合で車の納入がないという答弁だったと思うんですけど、めどが立っての12月20日の変更契約なのか、まだめどは立たんけど、取りあえず12月20日なのか、お聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑に対しての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

3月16日に、いすゞ自動車のほうから、この契約者であります日本機械工業株式会社のほうに納期遅延のおわびという文書が来ておるわけでございますけれども、それによりますと、このエルフでございますけれども、排ガス再循環装置、こちらのプログラムの不具合なんですけれども、現在その修正プログラムや再発防止策を国土交通省に報告をしております、この出荷期限の可否について国のほうにいすゞ自動車を確認をしておるところでございますけれども、現段階では具体的な日程についてはまだ分からないということでございますので、ひとまず12月20日に納期をさせていただいておるということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○9番（高橋勇樹君）

今回、売買契約の変更ということで、それに伴ったちょっと関連の質問になってしまうかもしれませんが、本来であれば3月29日に納品される予定でございました。それに伴い、第2分団

の車両かと思いますが、日数が来ているのと、車検が多分今年にあるかと思いますが。更新に伴って車検があるかと思いますが。車検を更新しなければ使えないということで、その車検代を本来なかったような経費になってくるかと私は考えております。そこら辺もこれはいすゞに言うべきなのかとか、そういうことはないですけれども、不測の事態、不測の金額について何かあれば、ごめんなさい、ちょっとざっくりとした質問になりますけれども、あればお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず車検の件でございますけれども、この第2分団の消防ポンプ車、車検が令和6年10月24日ということになっておりますので、これまでに納品がされれば問題はないことを思っております。それで、この車を契約業者のところにいすゞから納入をされまして、そこから加工ですとか、書類の手続等で大体3か月ぐらいかかるというふうなことを聞いております。それで、いすゞのほうから早く納品がされれば、10月24日に間に合えば問題はないんですけれども、それを超えてという話になれば、消防ポンプ車なしというわけにはいきませんので、言われるように車検を受けてということでございますけれども、当然予算はその分組んでおりませんので、流用なりで対応するという事になるかと思えます。

それで、今御質問の件は、その不測の事態でかかったお金のほう、車検代を損害賠償請求をというようなニュアンスのことかなと思うんですけれども、その辺りについては今後協議していきたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

これはいすゞが、何か国に対しての検査の云々が悪くて、会談をして駄目になったという話なのか、まずそこから聞きます。

○議長（大西徳三郎君）

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それで、このいすゞの新型のエルフという小型トラックのようなものなんですけれども、この要は窒素酸化物センサーというのがあるんですけれども、この窒素酸化物センサーが故障した際に、正常に作動せずに排ガス値が基準値を超えてしまうようなプログラムの不具合、これがどうもあったと、そのいすゞのこのエルフという車種に。ということで、今出荷停止になっているというところ

ろでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

なぜこのいすゞの車にこだわらなければいけないのかということなの。悪い車なら替えればいいじゃないかという話なんです。まだほかの車幾らでもありますので、小型車においては幾らでも種類はあると思います。ですから、なぜそれにこだわらなければいけないかということ。そのときのこういう問題が出る前に入札が行われて、そして結果としてなった。けれども、注文したものがこういう結果でなくなったことにおいて、入札そのものを無効にすることは不可能なのか否か、まずそこからお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをいたします。

まず、なぜこの車しかというお話でございますけれども、この消防自動車の車種、車体ですね、こちらをつくっている業者といたしましては、いすゞ自動車と日野自動車というところがございます。それで、今回新たに整備する第2分団というのは、本巢地域の北部の地域で若干雪が多いという地域でございますけれども、それで4WDをとということで整備をしておるところでございます。

それからあと、ミッションとATとあるわけでございますけれども、よっぽどミッションを運転できる人も少ないということで、AT車の4WDのという条件にしますと、日野自動車はこの条件の車を、小型トラックで消防車の車種に使えるような車がないということでございますので、いすゞ自動車ということで、今回6月の契約でも指定をさせていただいておるところでございます。

それからあと、契約の無効の話でございますけれども、こちらにつきましては、また再度これが延期をされるですとか、そういったことがあれば、契約約款等をまた確認する必要もありますけれども、またその辺りちょっと確認なり協議なりはしていきたいというふうに思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

このエルフという車以外、日野自動車にはこういう車はないということは、今の答弁から見ると、注文をする4WD、その他という条件をクリアできる車は、日本のメーカーにはこの1車種しかないというふうに聞こえたんですが、そういうふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（大西徳三郎君）

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

この消防車に加工できるような車ということでございますけれども、それでオートマの4WDということになりますと、このいすゞのみということでございます。

○13番（鰐本規之君）

はい、結構です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第26号 物品売買契約の変更契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD－I型））は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第18、発議第1号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第1号については、提出者に説明を求めます。

13番 鰐本規之君。

○13番（鰐本規之君）

それでは、提案説明をさせていただきます。

本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり、地方自治法第112条及び本巣市市議会規則第13条の規定により提出するものであります。

この条例改正については、本会議等の出席に係る費用弁償の支給について、議会改革の一環として廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、第4条第2項に規定する本会議等の出席に係る費用弁償の規定及びそれに関連のある別表第2を削除し、表記を改めるものであります。

また、この条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

何とぞ御賛同を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、発議第1号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第19、発議第2号 本巣市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第2号については、提出者に説明を求めます。

12番 河村志信君。

○12番（河村志信君）

それでは、発議第2号について説明させていただきます。

本巣市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり、地方自治法第112条及び本巣市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

この条例改正については、議会議員の調査・研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付される政務活動費について、調査活動基盤の充実を図るため、交付額を増額することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項中に規定する会派や議員に、政務活動費について「月額2万円」を「月額3万円」に改めるものであります。

また、この条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。適用といたしましては、この条例による改正後の本巣市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に交付した政務活動費については、なお従前の例によるものとするものであります。

何とぞ御賛同をいただきまして、よろしく願いいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

それでは、政務活動費について質問させていただきます。

さきに私が発議として出させていただきました費用弁償を削除、なしにする条例については、皆さんに御賛同をいただいたわけでありますけれども、この政務活動費を2万円から3万円にするということになれば、費用弁償を削除した意味が、お金だけのことをいうとないような気がするわけであります。議員は議員活動をすることにおいては、それなりのお金が必要であります。また、議会に出てくるにおいてもそれなりの経費がかかるわけであります。また、この費用弁償を削除したことによっていただけるものがいだけなくなったということは、議員に入るお金が少し減ったということになるわけであります。

そのことについて賛同はいただいたわけでありますけれども、この議員報酬、また政務活動費等々を鑑みたときに、政務活動費というものはどういうものかということを見たときに、今も言ったように東京に陳情に行く、また県のほうに陳情に行く、それぞれの議員がそれぞれの知識を得るために、本巣市の発展のために必要な知識を得るために、いろいろなところに勉強に行く、また研修に行く等々についても相当にお金のかかることであります。

その中において、今までにおいても2万円は相当に少ないという私は思いをしておるわけであります。この2万円の費用弁償、何もしない人はそのままお返しすればいい。本巣市のためにいろいろな知識を得よう、また本巣市のために何とか県のほうに行って補助金等、県にお願いして補助金等々をもらおうとすれば、それは費用弁償として認められているわけであります。その行動におい

て、やる人にとっては非常に少ない金額だと思うわけであります。失礼な言い方かもしれませんが、行かなくてもいい人、やらない人にとっては、政務活動費というのは、5万円いただこうと、10万円いただこうと、これは使って初めてもらえるものであるから返せばいいということであります。ですので、その中においてどうして3万円という少ない政務活動費にしたのか、また政務活動費を3万円とすることの提案をなされたのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

提出者、どうぞ。

○12番（河村志信君）

お答えいたします。

金額につきましては、いろいろな意見、考え方がございます。現状の月額2万円につきましては、電話代であるとかガソリン代等、それから視察であるとか要望活動とかということでございます。その結果として、鏑本議員からもありました、結果的には現状の2万円、年額24万円も使われなくて返されている議員さんもお見えになります。それが私は本来かということ、それは違うんじゃないかなという思いで、やはり今のガソリン等の高騰、それから本来の議員としての活動がさらに活発になるには、やはり現状の2万円では不足すると。

ただし、じゃあ高額な増額を望むかといいますと、これは今の社会情勢、経済、コロナの影響で非常に大変な思いをしました。それから、今のウクライナやイスラエルの問題も含めて、経済も非常に厳しいという中で、市民の方から賛同のいただける金額として、それと私自身の過去の6年、7年の議員活動の中で、3万円であれば、年額36万であれば、私としては自分の思いの議員活動、政務活動ができるんじゃないかということで、月額3万円というものを提案させていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

議員活動をすることにおける金額、確かに国会議員の中においては、領収書の要らない政務活動費というようなものがあるわけであります。ただ、この本巢市においては厳しい条件がつけられております。領収書のないお金は1円たりとも出ないというふうになっています。また陳情、また勉強等々に行けば、行った内容について報告をするということも課せられています。ですから、この政務活動費を生活費というような形で使うことは許されていないわけであります。

ですから、今提案者のほうのように3万円ももらえれば上等ですよという人は3万円だけもらえばいいんです。そうじゃない人においては、たくさんいただいて、市民のために知識を得ることについて少ないと思っている人はいるわけです。政務活動費としていただいたから必ず使わなければならないと解釈していること自体が間違いなんです。

政務活動費というのは、100万円でも1億円でもいいんです。必要なだけしかいただけない。自

分が活動して、そして成果の出たもの以外のものはいただけないというのが政務活動費であります。また、提案者のように、世情がどうのこうのと言われるけれども、世情は今、物が高くなって、どこに行くにしてもガソリン代も高くなって、電車代も高くなるであろうし、電話代も高くなってくであろうという中において、どうしてそれが世情に反映しているのか。ただ単に、市民から賛同が得られるか得られないかということで言われておりますけれども、市会議員としてしっかり仕事をしておれば、また本巢のためにしっかりやっておるとなれば。報酬を出すことにおいて市民から批判が出ることはないと思っておるわけであります。

ただ、今回のこの政務活動費の1万円アップには、私としては到底納得ができないわけでありす。なぜ3万円という金額にしたのかというのは、あなたの思いで3万円にしたのか、また議員各位が3万円でいいと言ったのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

提出者、河村君。

○12番（河村志信君）

お答えいたします。

私は提出者として、私なりのこの6年、7年の経験の中で、政務活動費もフルに活用させていただいて、セミナーであるとか出勤したとかを対応してまいりました。その中での自分なりの計算の中で、それから今のお話にもありました市民の方から御賛同いただける金額という部分で、3万円というのを考えまして提案させていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

この政務調査費の2万円から3万円にすることについては、到底金額的に納得ができませんので、反対の討論をさせていただきます。

提案者も、市民からの支持が得られないというようなことを答弁の中で言うておられますけれども、県会議員においては、政務調査費は月30万円ということでありす。また、岐阜市においても

たくさんものをいただいている。けれども、そのことが問題になったことはない。この本巢市も、県議会議員も市議会議員も本巢市の市議会議員も、私は議員生活において、議員活動において何ら変わりはないと思っている。ただ、扱う金額が違うだけで、内容については何ら問題はない。県が行う事業においても、この本巢市が行う事業においても、大小はあるにしても何一つ問題がないということは、金額ではなくて内容について審議することであります。

そのための知識を得る、また決まったことについて国のほうにお願いに行く、また国のほうからの方針等々を聞きに行くことも政務活動費の一つである。使わない人が使わないから要りませんよと言うなら、私は今まで一遍も使ったことがないからゼロでいいわけです。けれども、必要とする人は必要としているわけなんです。それを安易に人気取りのようなこの提案においては到底容認できるわけではありませので、議員各位においても、また自分が議員として、本巢市民のために汗を流せる、流すためにはこういう勉強もしなければいけない、こういう行動もしなければいけないということが、ある人にとっては到底少ない金額だろうと考えるわけであります。動かない人においては一銭も要らないと思うわけでありますけれども、私は、本巢の市議会議員は一生懸命この本巢のために汗を流し、発展させることを目的として当選してきたと思っておりますので、議員各位におかれましては、この2万円から3万円という報酬、報酬というのか政務活動費のアップについては少ないというふうに賛同をしていただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の諸君の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

高田君。

○11番（高田浩視君）

私、賛成させていただきます。

今回の政務活動費のこの件に関しましては、鏑本議員が言われたように、足らない、少し議員活動に今の現状の金額では支障があるということでお話がありました。私もそれを鑑みて、そういう議員が見えるなら少しでもという思いであります。その中で幾らが妥当かということは、私の経験上、私が今までやってきた中でこの金額が妥当だと思って、この金額にそれ以上のものはありません。

私たちは、今執行部の皆さん、市の予算に対しては効率化を求めています。効率化というのは、最少の予算において最大限の効果を発揮しなければなりません。そのために、やはり私は自分の議員生活を見てきたときに、この金額が妥当であると思って、この3万円案に賛成しております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

私は、この原案に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

政務活動費については、議員が精力的に活動をしていくためには必要な経費であって、その重要性というのは私も十分に認識をしているつもりなんですけれども、実際に本市の政務活動費、現状他市町と比較いたしましても決して低い水準にはないというふうに思っておりますし、執行状況を見ましても、先ほどから話が出ておりますが、全額使用されておられる議員さんもあれば、残って返金をされておられる議員さんもあるという現状を踏まえますと、今すぐに増額をしなくてもいいんじゃないかと、このままの2万円という据置きでいいのではないかとというふうに私は考えまして、この条例については反対をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の意見がありましたけど、賛成の意見は。

〔挙手する者あり〕

2番 高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

私は賛成の立場で発言します。

政務活動費というのは、先ほど鏑本議員もおっしゃられましたように、使い方が限られているものであり、自由に使うお金ではありません。市民の方に誤解しないでいただきたいのは、これは議員の給与が上がるということではないということです。なので、今高橋時男議員もおっしゃられましたが、議員それぞれの使い方で使われているのですが、それらは全て公表されています。今、それぞれの立場でどの金額がいいのかというふうにおっしゃられましたが、私たち議員はそれぞれ1人ずつが、みんなでチームで立候補しているのではなく、1人ずつそれぞれの市民の負託を受けて、今議員になっているので、使い方も人それぞれであるというふうに思います。

私も今、もともと主婦という立場から、初めて議員になってこの政務活動費というものを使わせていただいているのですが、無駄に使ったことは一度もありません。ですが、もし私が立場が違えば、今の立場ではなかったら、また使い道もそれぞれ違ったかもしれません。そのようにどなたが使うかによって、どういった状況の方が議員になって使うかによって人それぞれであるものなので、御自身の判断で今の妥当の金額を決めるしかないとは思いますが、今後の本巢市のこれから議員になる方々も含めて、これから本巢市をよりよくしていこうと思えば、やはり政務活動費は2万円では足りない方もいらっしゃると思います。本当は私もそういった意味では、3万円ではなくもう少し上げていただいても、上げていただいたところで、結局しっかりとした使い道しかできないわけなので、無駄に使うということは一切できないお金なのでいいとは思いますが、現状では不足していると考え賛成いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋勇樹君。

○9番（高橋勇樹君）

私は反対の立場で発言をさせていただきます。

先ほど、皆さんの賛成討論から、いろいろ私も共感する部分もあれば、共感しない部分もあるかなというところで、まず私からは2点ございます。

まず市民感情の観点から1点ですけれども、今物価高、高騰ということで、今市民の方、私も含めて皆さんが切実な思いをしております。その中で、議員報酬ではありませんが、政務活動費を上げるということは、今の時期じゃないかなという、痛み分けという意味合いも含めて今報酬を上げるべきではないというふうに感じておりますし、先ほど高橋時男議員からも発言がありましたけれども、各市町の数字を見てみますと、決してこの2万円というのは妥当な数字だというふうに、今必要かというところとそうでないのかなというふうに思っております。

それを加味して2点目でございますが、今、急にというわけではないんですけれども、こうやって発議されましたけれども、本来であれば議会改革の一環で、議会改革特別委員会ですとか、そういったところで多く議論を重ねた後に金額の決定をすべきと私は考えます。

そういった意味で、この2点を含めて反対討論とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありましたけど、賛成の発言がありますか。

〔挙手する者あり〕

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

賛成の討論をさせていただきます。

といいますのは、まずここにいる皆さんは全協で議員報酬のほうを1筆、皆さん書かれていたんですね。それに対しては全員賛成であって、政務活動費に関しては反対というのは、僕は政務活動費こそ本来なら予算枠という形で枠があって、その中で使ったものはちゃんと公明正大に領収書を添付されて、それでしっかり吟味、審査されるという立場ですから、そちらの枠を上げてもらうほうがよいと思っています。

また、この3万円というのは本当に妥当かといいますと、本当は不満ですけど、やっぱり枠が上がるという形で、ぜひともこれに賛同いただけたらと思っています。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 片岡君。

○5番（片岡孝一君）

私は、議員になってから2年6か月しかたっていないけれども、やはり政務活動費をもらえることが市民に本当に申し訳ないなというか、そういう思いであります。やはり市民から選ばれた立場として、市民のために頑張るのが市議会議員でありますし、そして今議員報酬と言われておりますけれども、議員報酬は、私は給与ではなくて、やはり市民のために歩む活動費だと思っておりますので、やはり本当に市民のために頑張らなければ意味がないなと、そういう面で議員報酬ももらっていますので、そういった面ではこれ以上上げなくていいんじゃないか、市民のために頑張るのが当たり前じゃないかなということをおもっておりますので、反対させていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の御意見がありましたけど、賛成の御意見はもういいですか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数です。お座りください。したがって、発議第2号 本巣市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例については、否決することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で、本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回本巣市議会定例会を閉会します。22日間にわたって大変お疲れさまでした。

午後0時00分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員 飯 尾 龍 也

署 名 議 員 片 岡 孝 一